

妊婦のための

(1回目・2回目)

支援給付及び妊婦等包括相談支援のご案内

妊娠期から出産・子育て期にわたって、身近な地域で相談支援を行う「妊婦等包括相談支援」と経済的な支援である「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。妊婦のための支援給付は、出産前の1回目支給と出産後の2回目支給の計2回、時期を分けて実施します。それぞれ申請が必要です。

ご案内

	1回目（出産前）給付対象者	2回目（出産後）給付対象者
対象	次の(1)から(4)の全てに該当する方 (1) 申請日現在、墨田区に住民登録があること。 (2) 令和7年4月以降に妊娠届を提出していること。 流産・死産・人工妊娠中絶の場合も対象になります。※1 (3) ゆりかご・すみだ面接（妊婦面接）を受けたこと。※2 (4) 転入者の場合、転入前の自治体で同給付を受けていないこと。	次の(1)から(4)の全てに該当する方 (1) 申請日現在、墨田区に住民登録があること。 (2) 令和7年4月以降、出産していること。※1 (3) 赤ちゃん訪問（新生児訪問）を受けたこと。※2 (4) 転入者の場合、転入前の自治体で同給付を受けていないこと。
給付内容	次のいずれかをお選びください。 ● 現金5万円 ● 電子クーポン5万円分（東京都広域連携事業）（クーポン発行後ウェブサイト上で商品をお選びいただけます。）	次のいずれかをお選びください。 給付金額は、子ども（胎児）の人数×5万円です。 ● 現金 ● 電子クーポン（東京都広域連携事業）（クーポン発行後ウェブサイト上で商品をお選びいただけます。）
申請方法	● 郵送する申請案内に掲載の二次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。電子申請が難しい場合はコールセンターへご連絡ください。	
給付方法	● 申請内容を確認後、現金の方は指定口座への振込、電子クーポンの方は簡易書留にて郵送します。	
申請期限	● 個別に通知します。	
その他	妊婦等包括相談支援について 妊娠6～7か月頃にアンケートのご案内を郵送します。 アンケートに回答いただいた内容に応じて助産師等から連絡を差し上げます。	● 妊婦のための支援給付（2回目支給）の申請案内は、赤ちゃん訪問を受けた方へお送りします。事情があり、赤ちゃん訪問を受けられなかった方はコールセンターへご相談ください。 ● 東京都の事業「018 サポート」「赤ちゃんファースト+（プラス）」（東京都出産・子育て応援事業）は、東京都へ直接申請してください。

※1 流産・死産・人工妊娠中絶の場合も2回目給付を受けられます。

※2 特別な事情がある方は、面接・訪問は不要です。

※1、2に該当する方は専用コールセンターへご連絡ください。（自動的にご案内は送付されません。）

墨田区公式ホームページにも事業内容及び最新情報を掲載しています。



問い合わせ先

墨田区妊婦のための支援給付 専用コールセンター
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日・年末年始を除く）

0120-600-127